

Q



土地の相続登記に対する免税措置について教えてください。

A



今回の改正により、相続人が相続取得した土地を未登記のまま死亡した場合、及び少額の土地を相続により取得した場合においてそれぞれ登録免許税の免税措置が創設されました。

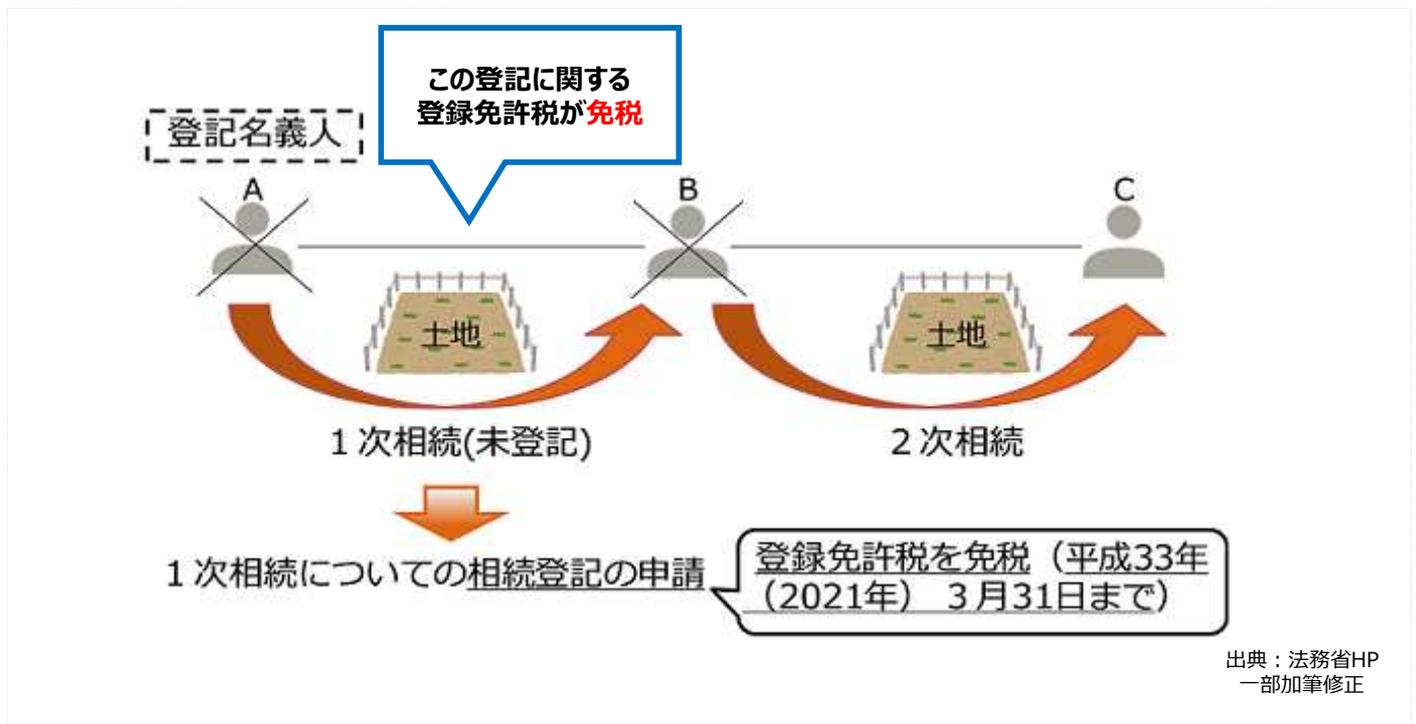
●改正概要●

相続人が相続取得した土地を未登記のまま死亡した場合の登録免許税の免税措置の創設

減税

相続後に登記変更せず、土地の所有者が分からなくなることを防ぐため、空き家・所有者不明土地対策として新設されました。

「イメージ」



相続人が平成33年3月31日までに申請した相続登記について適用開始

POINT



登録免許税の免税措置の適用を受けるためには、免税の根拠となる法令の条項を申請書に記載する必要があるためあらかじめ注意が必要です。